

消 防 予 第 368 号
消 防 危 第 195 号
令和 8 年 8 月 10 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長
非常備町村消防防災主管部局長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置
の指定に関する政令」の公布・施行に伴う消防法令の運用について（通知）

令和 8 年熊本地震による被害（以下「地震被害」という。）が極めて甚大であることから、同年 8 月 7 日に、令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 260 号）が公布・施行されました。

これを踏まえ、消防法令に存続期間の定めのある権利利益及び履行期限の定めのある義務については、下記のとおり取り扱うことが適当であることから通知します。

貴職におかれましては、下記の事項が適切かつ円滑に行われるよう特段の配慮をされるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防法令に存続期間の定めのある権利利益

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の 2 の 3 第 1 項の規定による防火対象物点検の特例の認定及び同法第 36 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 3 第 1 項の規定による防災管理点検の特例の認定（以下「特例認定」という。）については、当該認定を受けてから 3 年が経過したときは、その効力は失われることとなっている。

今般、「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布・施行された。

これに伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「特定非常災害法」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年熊本地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域内に所在する等一定の要件を満たす防火対象物及び防災管理対象物について、権利利益の延長に係る告示を定める予定である。については、当該告示に基づき取り扱うよう留意すること。

2 消防法令に履行期限の定めのある義務（特定義務）

(1) 特定義務の取扱いについて

消防用設備等点検、防火対象物点検及び防災管理点検の結果の報告、消防設備士講習、甲種防火管理再講習、自衛消防業務再講習、防災管理再講習及び危険物取扱者保安講習の受講その他の消防法令に履行期限の定めのある義務で、その履行期限が令和8年7月28日以後に到来するもの（不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）を問われるものに限る。以下「特定義務」という。）について、特定非常災害法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、特定義務の履行期限が令和8年7月28日から令和8年11月26日までに到来するものについては、令和8年11月27日までに履行された場合は、当該特定義務が地震被害により履行されなかったことについて、責任は問われないこと。

ただし、特定非常災害法第4条第4項において、特定義務の不履行について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによることとされていることから、特定義務のうち、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者及び防災管理点検資格者の免状の交付を受けている者（以下「各種点検資格者」という。）の再講習並びに危険物施設の保安検査については、この(1)の取扱いによらず、(2)に記載の取扱いとなることに留意すること。

(2) (1)の取扱いによらない特定義務の取扱いについて

各種点検資格者が受講しなければならない再講習については、それぞれ、平成12年消防庁告示第14号第一第1号ただし書、平成14年消防庁告示第9号第一第1号ただし書及び平成20年消防庁告示第20号第一第1号ただし書において、受講期限を迎える各種点検資格者が災害による被害を受けていることにより再講習の受講が困難であると認められる場合には、受講期限を1年間延長することができる旨規定されていることから、当該告示に定めるところによること。

同様に、危険物施設の保安検査については、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第8条の4第2項ただし書において、災害発生時には検査実施の時期を市町村長等が別に定める時期とすることができる旨規定されていることから、同条の規定によること。

(問い合わせ先)
消防庁予防課
担当：菅村、菅
TEL：03-5253-7523
Mail：yobo@soumu.go.jp

消防庁危険物保安室
担当：今井、池田
TEL：03-5253-7524
Mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp